○沖縄市介護保険資格喪失者の要介護認定等情報開示事務取扱要領

|  |
| --- |
| (令和3年11月1日決裁) |

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要領は、沖縄市介護保険要介護認定等の情報開示に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、介護給付に係る請求等において、資格喪失者に関する情報開示の請求があった場合の取扱いについて定めるものとする。

(開示対象情報)

第2条　この要領に基づき開示する情報（以下「認定情報」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　要介護度

(2)　認定有効期間

(3)　前各号に掲げるものの他、市長が適当と認めるもの

(請求の手続)

第3条　前条による請求を行おうとする者（以下「請求者」という。）は、資格喪失者認定情報開示請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2　前項の請求者は、自己が要綱第2条第3項各号に規定する者であることを証明する書類を提示、又は提出しなければならない。

(開示方法)

第4条　認定情報の開示は、閲覧又は写しの交付にて行う。

附　則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

[別紙参照]